

〇〇〇〇〇〇〇〇〇へのネーミングライツ導入に向けた詳細協議に関する協定書

鴻巣市（以下「市」という。）と□□□□□（以下「交渉権者」という。）は、鴻巣市公共施設等マネジメント民間提案制度における協議対象提案である「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇へのネーミングライツの導入」（以下「本件」という。）について、事業化に向けた詳細協議を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 市及び交渉権者は、本件の事業化に向けて誠実に協議する。

（協定の期間）

第2条 協定期間は、協定締結日から1年までとする。ただし、本件の事業化に向けて、更に期間が必要と認められる場合は、市と交渉権者の協議の上、協定期間を延長できるものとする。

（市の役割）

第3条 市は、本件の検討・協議のための連絡調整の窓口を設置する。

2 市は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討・庁内調整を行う。

（交渉権者の役割）

第4条 交渉権者は、市との連絡調整の窓口を設置する。

2 （グループでの提案の場合）代表者は、グループ内の構成員との情報共有を行う。

3 交渉権者は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討を行う。

4 交渉権者は、グループ内の構成員に追加・変更等が生じる場合は速やかに市に連絡し、協議を行うものとする。

（費用の負担）

第5条 事業化に向けた協議にかかる費用は、すべて交渉権者の負担とする。

（秘密の保持）

第6条 市及び交渉権者は、本件の協議に際し、知り得た秘密について、第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定による秘密の保持は、協定の期間が終了した後も同様とする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第7条 交渉権者は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合は、この限りではない。

（協議の方法）

第8条 協議は、原則として交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとする。ただし、協議の中で生じた内容変更を妨げるものではない。

（協定の解除）

第9条 市は、交渉権者が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を強制的に解除し、事業化に向けた協議を終了することができる。

- （1） 交渉権者が「鴻巣市公共施設等マネジメント民間提案制度運用ガイドライン」及び「令和〇年度鴻巣市ネーミングライツ募集要項」に規定する参加要件を満たさなくなったとき。

(2) 第2条の期間内であっても、交渉権者が市からの事業化のための詳細協議への参加に応じず、本協定の目的を達成できないと市が認めたとき。

(協議不調の場合の処理)

第10条 事由のいかんを問わず、詳細協議の結果、市及び交渉権者の双方が合意に至らず事業化にかかる具体的な実施内容や時期等が定まらなかった場合、本協定は解除されるものとする。その場合の市及び交渉権者が協議に要した費用及びリスク等は各自の負担とし、市及び交渉権者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市と交渉権者の協議により定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、市と交渉権者が各自1通を保有する。

令和 年 月 日

鴻巣市

埼玉県鴻巣市中央1番1号

鴻巣市長

印

交渉権者

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

印